

市立小中学校保護者 様

浦安市教育委員会
保健体育安全課長

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等についての出席停止期間
の変更について

平素より、本市教育行政にご理解ご協力賜りありがとうございます。

このたび、濃厚接触者の待機期間（出席停止期間）等について変更がありましたのでお知らせ
します。

また、保健所より待機期間の連絡がない場合もありますので、陽性者の待機期間についてもお
知らせします。

なお、保健所からの要請により、保健所への待機期間の解除についての問い合わせはお控えく
ださいようお願いいたします。

	状 況	出 席 停 止 期 間
1	お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	発症日の翌日から10日間を経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過するまでの期間。 ※無症状陽性の場合は検査日の翌日から7日間（なお、10日間を経過するまでは、健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること等の感染対策を行ってください。）
2	お子様が濃厚接触者となった場合。（同居人が感染した場合などを含む）	① 保健所の指示による自宅待機期間。 ② 陽性者との最終濃厚接触日（同居人が陽性の場合、住居内でマスク着用、手洗い、手指や物の消毒、物資等の供用を避ける等の感染対策を講じた日）の翌日から7日間（なお、10日間を経過するまでは、健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること等の感染対策を行ってください。） ①、②のいずれか短い方の期間。
3	お子様に発熱や風邪症状がある場合	発熱や風邪症状がなくなるまでの期間。
4	お子様に症状等はないが同居する家族等に発熱や風邪症状がみられる場合	
5	同居する家族等が濃厚接触者となった場合	① 医師や保健所が行うPCR検査や抗原検査により、同居人の陰性が判明した日。 ② 保健所の指示による同居人の自宅待機期間。 ③ 同居人が陽性者と最終濃厚接触した日の翌日から7日間。 ①～③のいずれか短い方の期間。
6	お子様又は同居の家族等が濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けるよう指示があった場合	① 医師や保健所が行うPCR検査や抗原検査により、お子様又は同居人の陰性が判明した日。 ② 保健所の指示による自宅待機期間。 ③ お子様又は同居人が陽性者と最終濃厚接触した日の翌日から7日間。 ①～③のいずれか短い方の期間。

*浦安市の方針により、お子様の通う学級が学級閉鎖等となった場合、そのお子様の兄弟姉妹については、上記1～6に該当しない場合は、登校登園が可能となりました。

*学級閉鎖等の該当となったお子様については、感染拡大防止の観点から、不要不急の外出を避け、自宅待機をお願いします。